

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成28年3月10日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500531号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500177号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和60年1月31日から同年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

昭和60年1月31日から同年2月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和60年1月31日から同年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和59年10月にA社へ入社し、昭和60年1月31日まで勤務したが、厚生年金保険の記録では、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

請求期間の厚生年金保険料が給与から控除されていた証拠として、請求期間に係る給与支給明細書を提出するので、調査の上、請求期間の被保険者記録を訂正し、年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の被保険者記録及び給与支給明細書の記載内容から、請求者がA社に昭和60年1月31日まで勤務していたことが確認できる。

そして、請求者の所持する昭和60年1月の給与支給明細書により、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主から届け出されるべき報酬月額が確認できる場合は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額と事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における昭和60年1月の標準報酬月額については、上記給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から11万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和60年1月31日から同年2月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、同年1月31日から同年2月1日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を同年2月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年1月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年1月31日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500506号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500178号

第1 結論

請求者のA社本社B事業所(現在は、A社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和44年2月25日から同年1月25日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

また、請求者のA社本社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和44年9月25日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

昭和44年1月25日から同年2月25日までの期間及び同年9月25日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和44年1月25日から同年2月25日までの期間及び同年9月25日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和44年1月25日から同年2月25日まで
② 昭和44年9月25日から同年10月1日まで

私は、昭和43年10月にC職訓練生としてA社に入社した。昭和44年1月までD施設内で訓練を行い、その後E国F市郊外にあるG施設内のH学校でC職訓練を受けて、同年9月末に帰国した。厚生年金保険の記録では、C職訓練の異動前後における請求期間①及び②の被保険者記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、A健康保険組合の加入記録、A社の回答及び同社から提出された請求者の経歴表により、請求者は、同社に継続して勤務し(A社I訓練所から同社本社B事業所に異動、その後同社本社B事業所から再び同社I訓練所に異動)、請求期間①及び②に係

る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、請求者は、請求期間①及び②はE国でC職の訓練を受けていた期間である旨陳述しているところ、A社の回答及び請求者と一緒にC職訓練を受けていた複数の同僚の陳述から、請求期間①及び②当時、請求者は同社本社B事業所に在籍していたことが推認できることから、請求者の同社本社B事業所の資格取得年月日を昭和44年1月25日、資格喪失年月日を同年10月1日とすることが妥当である。

また、請求期間①及び②の標準報酬月額については、請求者のA社本社B事業所における昭和44年2月及び同年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（請求期間②については、社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500522号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第1500069号

第1 結論

平成7年*月から平成8年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成7年*月から平成8年3月まで

私が20歳になった平成7年*月頃、国民年金の加入手続を行った。請求期間の国民年金保険料については、送られてきた納付書で毎月1万円ぐらいを金融機関で納付していた。請求期間が未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になった平成7年*月頃、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、国民年金の加入手続場所及び年金手帳の交付等について記憶しておらず、請求者の国民年金の加入状況が不明である。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、送られてきた納付書で毎月1万円ぐらいを金融機関で納付していたと主張しているが、請求者の基礎年金番号で確認できるオンライン記録において、請求者が国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、請求期間当時、請求者は国民年金に未加入であり、国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、請求者に当該手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500516号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500176号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年11月30日から平成5年2月6日まで
厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社に係る雇用保険の記録により、請求者は、請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していないと回答している上、請求者が提出したA社の給与支給に係る出金伝票の写しでは請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

また、オンライン記録において、A社の被保険者の中に請求者の氏名は確認できず、被保険者整理番号に欠番は無いほか、請求期間は国民年金の申請免除期間となっていることが確認できる。

さらに、請求者が、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。